

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和 ~~4-3~~ 年度)

(案)

【見え消し】

令和 ~~4-3~~ 年 3 月 ~~●-2-6~~ 日

厚生労働省

# 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和~~4-3~~年度)

## 目次

第1 はじめに

第2 計画期間

~~第3 政策体系及び評価予定~~

第~~3-4~~ 事後評価の対象及び評価の方法

1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

2 研究開発（基本計画第7の1（2）関係）

3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）

4 規制に係る政策（基本計画第7の1（4）関係）

5 租税特別措置等に係る政策（基本計画第7の1（5）関係）

6 政策決定後5年経過後時点で未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策（基本計画第7の1（6）関係）

7 複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策（基本計画第7の1（7）関係）

第~~4-5~~ 事後評価の実施

1 指標のモニタリングの実施

2 評価の実施

~~第6 学識経験を有する者の知見の活用~~

第~~5-7~~ 評価結果の政策への反映状況の公表

第~~6-8~~ その他

1 職員の資質の向上

2-2 実施計画の改正

3 厚生労働省における政策評価実施要領

別紙1 令和~~4-3~~年度に—評価を行う実施施策目標及びその評価方式

別紙2 令和4年度に評価を行う分野横断的に実施している政策

## 厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和~~43~~年度)

### 第1 はじめに

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（令和4年度）（以下「実施計画」という。）本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第~~5-4~~期）」（以下「基本計画」という。）を踏まえて、令和~~4-3~~年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

### 第2 計画期間

実施計画本計画の計画対象期間は、令和~~4-3~~年4月1日から令和~~5-4~~年3月31日までとする。

### 第3—政策体系及び評価予定

~~政策体系における各施策目標の測定指標、目標値（達成水準・達成時期）及び事務事業等については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）中2に基づき作成する事前分析表において定め、公表する。~~

### 第~~3-4~~ 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

#### 1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

政策体系のみに示す施策目標については、毎年度、評価又は指標の前年度ま

での進捗状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う。令和4-3年度において評価を行う施策目標及びそれぞれの評価方式政策は、別紙1のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）や当該指標の推移により、評価を実施する必要が生じた施策目標についても、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策立案・評価担当参事官室（以下「政策立案・評価担当参事官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

## 2 研究開発（基本計画第7の1（2）関係）

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術・イノベーション会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価することとする。

## 3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

## 4-1 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及び政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの等（基本計画第7の1（4）関係等）

個々の公共事業であって、水道施設整備事業評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

また、規制の事後評価については、法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものはその見直し時期に対象とし、見直し条項がないものについては最長5年として対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正）等に基づき評価することとする。

## 4 規制に係る政策（基本計画第7の1（4）関係）

規制に係る政策であって、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条第6号に掲げる政策のうち、見直し時期が令和4年度に到来するものについて、原則として、事業評価方式により評価する。

なお、規制に係る政策の事後評価については、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて実施する。

## 5 租税特別措置等に係る政策（基本計画第 7 の 1（5）関係）

租税特別措置等に係る政策であって、施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に掲げる政策（法人税、法人住民税又は法人事業税）のうち、①令和 4 年度に、事前評価を実施してから 5 年を経過するもの、②恒久的な措置であって、令和 4 年度に、直近で事後評価を実施してから 5 年を経過するものについて、原則として事業評価方式により評価する。

ただし、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して、令和 4 年度に事前評価を実施する場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

なお、租税特別措置等に係る政策の事後評価については、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて実施する。~~租税特別措置等（法人税、法人住民税、法人事業税）について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、具体的な対象及び評価の方法は、政策立案・評価担当参事官室が、当該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付政策統括室）と調整の上、定めることとする。~~

## 6 政策決定後 5 年経過後時点で未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策（基本計画第 7 の 1（6）関係）

個々の公共事業であって、原則として、水道施設整備事業評価実施要領で定めるところにより、事後評価の対象としたものについて、事業評価方式により評価する。

## 7-6 複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策閣議決定等（基本計画第 7 の 1（7-6）関係）

1 から 6-5 までに掲げるもののほか、複数の施策目標にまたがり、厚生労働省内で分野横断的に実施している政策のうち、令和 4 年度に閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策立案・評価担当参事官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。令和 4 年度の評価対象政策は別紙 2 のとおりとする。

## 第 4-5 事後評価の実施

## 1 指標のモニタリングの実施

(1) 担当部局 (個別の政策を所管する大臣官房の各課を含む。以下同じ。) は、施策目標について設定した指標 の ~~について~~ モニタリングの結果を、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承) 中 2 に基づき作成する 事前分析表に記載し、部局の取りまとめ課で確認の上、政策統括官(総合政策担当) 付政策立案・評価担当参事官室(以下「政策立案・評価担当参事官室」という。) が定める期限までに査定課 (注) 及び同室に提出する。

(注) ※査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官 (総合政策担当) 付政策統括室をいう。以下同じ。」

(2) 査定課は、モニタリング の 結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策立案・評価担当参事官室は、モニタリング の 結果を確認の上、取りまとめ、公表する。

## 2 評価の実施

(1) 担当部局は、第 3-4 の規定に従い評価を実施し、評価結果を評価書等(法第 10 条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。)として取りまとめ、部局の取りまとめ課で確認の上、政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに査定課及び同室に提出する。

(2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策立案・評価担当参事官室は、評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

## 第 6 ~~学識経験を有する者の知見の活用~~

~~実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、政策立案・評価担当参事官室は、原則 7 月目途に開催する、基本計画第 8 の 2 に定める「政策評価に関する有識者会議」(以下「有識者会議」~~

~~という。)の下に設置した労働・子育てワーキンググループ、医療・衛生ワーキンググループ及び福祉・年金ワーキンググループ(以下「各WG」という。)において、実績評価書(案)の意見聴取を行うこととする。なお、各WGにおいて意見聴取を行う実績評価書(案)は、基本計画第7の1(1)ロに基づき作成した全実績評価書(案)及び基本計画第7の1(1)ハに基づき作成した実績評価書(案)の中から同室が各WGと調整の上、対象としたものとする。~~

~~それ以外の実績評価書(案)については、基本計画第8の1の考え方にに基づき、担当部局において、有識者から意見聴取を行うものとする。~~

~~また、同室は、年度末を目途に有識者会議を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行うものとする。~~

## 第5-7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案(組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む)、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。

~~また、担当部局は、令和4-3年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、8月中を目途に政策立案・評価担当参事官室が定める期限までに同室に報告する。同室は、それらの反映状況を確認の上、取りまとめ、公表する。~~

## 第6-8 その他

### 1-1 政策評価の継続的改善

~~政策立案・評価担当参事官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。~~

### 1-2 職員の資質の向上

政策立案・評価担当参事官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する各種情報を広く担当部局及び査定課に知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、評価書等及び事前分析表の作成に当たり、必要に応じて助言を行う。

また、EBPM(Evidence-Based Policy Making:証拠に基づく政策立案。以下「EBPM」という。)の観点を踏まえた政策評価の取組の推進に資するため、厚生労働省が開設しているEBPMに係るよろず相談窓口を広く省内職員に周知し、政策評価の取組を支援するとともに、EBPM基礎研修及びEBPM応用研

~~修の受講を促進する。必要に応じて、政策評価に関する説明会を開催する。~~

### 2-3 実施計画本計画の改正

この実施計画本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

### 3-4 厚生労働省における政策評価実施要領

この実施計画本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。